



要となる。厚労省医政局指導課はこう説明する。

「医療法の原則からして（個人クリニックは）個人が經營していることが原則です。今年度、各都道府県に対し『医療機関の開設について』という通知を出し、医療機関の開設者は確認及び非営利性の確営している形態は、医療法が定める非営利の方針に反することにつながるので駄目だと定めています。例えば従業員の給与が第三者から支払われていることなどです。特に『美容外科』『眼科』については実態を調べよう通達しています」

つまり、個人クリニックの陰に綿引氏という事実上のオーナーが存在する品クリの組織の二重構造は、医療法では違法となる可能性が極めて高いのだ。

また品クリの医療機器にも重大な疑惑がある。

品クリで使用している

「AMO社製イントラレー

SFS-60」や「ウェーブラ

イット社製アレグレットウェ

ープキュー・ブライン」、そ

たいて問いただすと、まず、あっけらかんと組織の違法性を認めた。

「品クリの実質的なオーナーは綿引さんですね？」

「うん、うん」

—品クリの各院は独立採算ではありませんよね？

「ええ、ええ」

—開設者（院長）の給料は綿引さんが払っていま

たね？」

「うん、まあ……」

—税務はまとめて綿引きさんが申告をしている。

「そうですね」

—にもかかわらず、広域医療法人として届出している

ないのは、医療法違反ではありませんか？

「開設者がいれば、お金は

して「Zレーシック」や

「アマリス」といった機器を使つて、世界一とされる症例数の手術を行う」と

そもそも未承認の医療機器を使って、世界一とされ

る合法なのだろうか？

薬害オーブン・バースン会議の水口真寿美弁護士が指摘する。

「健康被害が頻発しているレーシックで、日本では未承認の機器が使われていた

ということは大きな問題で

す。国内でも承認されてい

る機械があるにもかかわらず、海外の未承認機器を輸入する必然性はあるのか」

しかも「個人輸入した機器のほとんどは綿引氏名義だつたはず」（前出・元職員）という。薬事法では綿引氏名義の機械は、他の医師は使用できないとされている。だが本来、美容整形医である綿引氏は、眼科を専門にはしていない。

「私も含め一台の機械を何人もの医師が使つてた。もちろん私自身は個人輸入をしていないので、綿引きさんの名義の機器だったと思う」（前出・元勤務医）

未承認機器の輸入を管轄する関東信越厚生局はこう見解を示す。

「（個人輸入した）未承認の機械を他の医師や医療法人に提供して使用させることは薬事法違反となります。

『一医師一稼業』であり、あくまで医師は個人単位でしか使用できません」

興味を持ちました。でもい

ちばん安い十一万八千円の

新優位性があるといふ評価は確立していない。つまり新しい機械であるというこ

とに外の手術は機械の性能が劣るうえに、経験の少ない医師が手術をするといふ。説明を聞いていると安

いのは怖いし、金額は高いけどアマリスかZしかないよねという空氣になりました」

品クリには七種類ものレーシック手術のメニューがある。しかし積極的に薦められるのは『最新型』『最高峰』と謳う、高額なZレーシック（二十二万円）やアマリス（二十六万円）など。

だが、その性能にも疑問の声があがっている。

レーシックに詳しい眼科治療の専門家はこう指摘す

る。「アマリスはレーシック先進国の中でも認可が取れていない機械です。Zレ

ーは、厚労省が責任を持つていても、医学的

な優位性があるといふ評価は確立していない。つまり新優位性があるといふ評価は確立していない。つまり

新優位性があるといふ評価は確立していない。つまり

新優位性があるといふ評価は確立していない。つまり